

防災 100 年えほんプロジェクト
令和 8・9 年度絵本制作等業務にかかる企画提案コンペ仕様書

1. 業務名称

防災 100 年えほんプロジェクト 令和 8・9 年度絵本制作等業務

2. 目的

災害から命を守るために大切なこと、防災・減災を推進する上で大切なこと等を数世代先の人々にまで伝える「災害伝承」のひとつの手段として防災絵本を作成し、国内のみならず世界各国の幼児から高齢者までに広く長く利用してもらうことを目的とする。

3. 業務内容

(1) 防災 100 年えほんプロジェクト事務局の運営

絵本制作等における実務を担うこと。なお、人と防災未来センター（以下、「センター」という。）等を会場として実施する会合へ参加できる体制とすること。

(2) 防災絵本の制作等

①2 カ年を 1 期として防災をテーマとした絵本を年 2 冊制作。

＜スケジュール＞

【令和 8 年度】

- ・第 5 期ものがたり（絵本の原案）の公募、審査により入選作品の決定
- ・第 1 期～第 4 期ものがたり募集入選作品の中から絵本制作

【令和 9 年度】

- ・第 6 期ものがたり（絵本の原案）の公募、審査により入選作品の決定
- ・第 1 期～第 5 期ものがたり募集入選作品の中から絵本制作

なお、委託者との協議により認められた場合、上記以外でも絵本の制作を行うことを可能とする。

②全世代に役立つ防災の知恵を語り継ぐものがたり（絵本の原案）の公募、選定委員会による入選作品の決定、公表、表彰式の実施

③前年度までに決定した「ものがたり（絵本の原案）募集」入選作品を元とした、絵本制作（絵本作家の推薦・選定等を含む）、編集（編集者の推薦・選定を含む）、出版（印刷・製本）

④上記②入選作品及び上記③出版した絵本のオンライン公開等

⑤多言語化翻訳等世界への発信

(3) 防災絵本の活用・広報

絵本原案の公募や審査結果の発表、絵本の完成やその利用促進についてオンライン等も活用し広く周知・発信する。また、出版した絵本の無償配布等の普及方法ほか広く防災教育に役立てる手段の提案。

(4) その他

その他、防災 100 年えほんプロジェクトに関わる業務を実施する。

4. 業務体制

- (1) 業務の実施にあたり、絵本・書籍等刊行物の制作業務実績を有するものを現場責任者として置くこと。
- (2) 業務日・時間は特に定めていないが、審査会のほか打合せなど必要に応じてセンターへの勤務が可能な現場責任者等を置くこと。また、速やかに連絡が取れるような体制とすること。
- (3) 業務に関する打合せには、現場責任者等が出席すること。
- (4) 会議・イベント等の開催日時は基本として開館日時に準ずるが、設営・撤去他にかかる作業は、開館時間外及び休館日を含めて適宜調整すること。なお、開館時間外及び休館日に行う作業を行うにあたっては、センターの施設管理担当部局への事前申請が必要なことから、申請書類の作成・提出等を都度行うこと。

5. 委託期間

締結～令和 9(2027)年 3 月 31 日

※令和 9 年度（令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）委託契約については、予算の確保状況に変化がなく且つ受託事業者の業務遂行状況に問題がない場合は、双方協議のうえ契約更新する。

6. 予定価格

【令和 8 年度】

16,000 千円以下（消費税及び地方消費税を含む）

【令和 9 年度】

16,000 千円以下（消費税及び地方消費税を含む）

※協賛金等により増額・減額する場合がある。

7. 提案内容

- (1) 業務執行体制（日常の管理体制、指揮命令系統等）
- (2) 現場責任者（予定者）の経歴
- (3) 業務にかかる具体的な提案
 - ①「3. 業務内容」及びそれ以外の独自提案について、「2. 目的」を達成するために必要な具体的な企画提案を行うこと。
 - ②業務を効率的に行える具体的なスケジュールを企画提案すること。
 - ③「5. 予定価格」内で、令和 8・9 年度の年度毎に 2 作品の絵本を制作するための、絵本の仕様、出版部数等を含む提案を行うこと。

8. 留意事項

- (1) 業務を遂行する上で必要な資料・素材（動画・静止画を含む）は、全て受託者が手配すること。なお、使用許可が必要な素材等に対しては許可申請等必要な事務手続きも責任を持って行うこと。
- (2) 業務にかかる搬送・輸送費はセンターが担うこととする。ただし、要請側の依頼による場合は要請側の負担とする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、センターが指示する取り決めに従うこと。
- (4) 受託者は、業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等しないこと。
- (5) センターが提供する資料等を業務の目的以外で利用、または第三者に提供しないこと。
- (6) パソコン等必要な機器は、受託者が準備することとする。ただし、必要に応じて、双方協議のうえ、センターの機器等を貸与することとする。
- (7) 天災その他不可抗力の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、センターと協議し対応するものとする。

9. 事業主体

ひょうご安全の日推進県民会議

<担当窓口>

公益財団法人ひょうご震災記念 21世紀研究機構

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター 事業部運営課

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号 西館5階

電話：078-262-5502

FAX：078-262-5509